



検 消 火 第 5 1 0 号

平成27年 5 月25日

各 位

日本消防検定協会

消火・消防設備部長 中村 秀三



泡消火薬剤の検定細則に係る運用について（通知）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、泡消火薬剤の検定細則 第1章第11第2項に規定されている試験用びんが製造中止で入手困難な状況となっており、当該規定による試験が実施できなくなることから、当協会としては、泡消火薬剤の検定細則を改正するまでの間、別添のとおり運用しますので、通知します。

別添

泡消火薬剤の検定細則に係る運用について

泡消火薬剤の検定細則（以下「細則」という。）第1章第11に規定する鋼等の腐食による質量損失に用いる試験用びんの扱いについて、次に定めて運用する。

1. 細則第11第2項の試験用びんの容積は、「120ml」を「120ml以上」とする。
2. 細則第11第3項（2）中、「ねじ口角形びん」を「試験用びん」とし、試験片1枚を埋没するように入れる泡消火薬剤の量は、「約100ml」を「約100ml以上」とする。

以上